

## 星槎大学研究倫理支援室規程

### (設置)

第1条 星槎大学（以下「本学」という。）において、研究を行う教職員・学生等に対して、研究倫理に関する支援、情報の提供、教育普及等を行うことにより、適正な研究倫理意識の涵養を図ること、維持・管理を図ること、及び、研究倫理に関する支援・管理の充実を図ることを目的として星槎大学研究倫理支援室（以下「支援室」という。）を置く。

### (任務)

第2条 支援室は、次の各号に掲げる業務を行うことを任務とする。

- ①教職員・学生等による研究倫理とその支援に関する相談への対応
- ②研究倫理審査委員会の円滑な運営に関する実務助言
- ③国内外の研究倫理に関する資料の収集
- ④研究倫理とその支援のための企画（各種書類の整備を含む）の立案
- ⑤研究倫理に関する教育普及（教材作成、研修など）
- ⑥研究活動・成果発表における倫理的な観点からの監督
- ⑦その他本学における研究倫理支援に必要な事項

### (組織)

第3条 支援室は、室長及び室員をもって組織する。

- 2 支援室に必要に応じ副室長を置くことができる。

### (室長及び副室長)

第4条 室長及び副室長は、本学の専任教員の中から学長が指名する。

- 2 室長は、支援室の管理・運営を統括するとともに、学長の命を受けて研究倫理に関して是正を勧告することができる。
- 3 副室長は、室長を補佐する。

### (室員)

第5条 室員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- ①本学の専任教員
  - ②その他室長が認めた者
- 2 室員は、第2条各号に定める業務を連携して行う。

### (アドバイザー)

第6条 支援室の運営上において指導・助言を求めため、アドバイザーを置くことができる。

### (協力)

第7条 室長は、支援室の業務を円滑に遂行するため、室員以外の教職員に協力を求めることができる。

(補則)

第8条 この規則 に定めるもののほか、支援室の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成25年5月29日から施行する。